

(趣旨)

第1条 この規則は、古河市公民館利用条例(平成17年条例第150号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、古河市公民館(以下「公民館」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第2条 公民館は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的のために利用するほか、古河市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が適当と認めるときは、一般の利用に供することができる。

(利用の申請)

第3条 条例第2条の規定により公民館を利用しようとする者は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の前月1日から利用日の5日前までに公民館利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が認めるときは、利用日の属する月の6箇月前の2日から申請(以下この項において「早期申請」という。)し、又は利用日まで申請することができる。この場合において、早期申請にあつては、申請書に公民館早期利用(特例)理由書(様式第2号)を添えて申請しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、古河市公共施設予約システム運用管理規則(平成21年規則第2号)に規定する古河市公共施設予約システムによりインターネットを経由して予約(以下「ネット予約」という。)を行った者(以下「ネット予約者」という。)は、当該予約をもって申請書を提出して申請したものとみなす。

(利用の許可)

第4条 教育委員会は、前条第1項の申請(以下「窓口申請」という。)又は同条第3項の申請したものとみなした行為(以下これらを「申請等」と総称する。)に基づき利用の許可を決定したときは、窓口申請をした者(以下「窓口申請者」という。)にあつては公民館利用許可書兼領収書(様式第3号。以下「窓口申請者用許可書」という。)を、ネット予約者にあつては公民館利用許可書(様式第4号。以下「ネット予約者用許可書」という。)を当該申請等をした者に交付するものとする。

(継続利用の制限)

第5条 公民館の利用期間は、引き続き5日を超えてはならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(許可の取消し等の通知)

第6条 教育委員会は、条例第3条第2項の規定により、許可条件の変更若しくは利用の停止又は利用許可の取消しをするときは、窓口申請により公民館の利用の許可を受けた者(以下「窓口申請利用者」という。)に対しては公民館利用変更(停止)(取消)通知書(様式第5号)により、ネット予約により公民館の利用の許可を受けた者(以下「ネット予約利用者」という。)に対しては公民館利用変更許可書(様式第6号)又は公民館利用取消許可書(様式第7号)により通知するものとする。

(利用の条件付記)

第7条 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、利用の許可に条件を付け、利用者に特別の設備の設置を命ずることができる。

2 前項の特別の設備のために要する費用は、全て利用者の負担とする。

(施設の変更禁止)

第8条 利用者は、教育委員会の許可を受けなければ公民館内外に特別の設備を設置し、又は既存の施設に変更を加えることはできない。

(利用の目的の変更等)

第9条 利用者は、利用の目的を変更し、又は利用の権利を他人に転貸し、若しくは譲渡することはできない。

(行為の禁止)

第10条 公民館の利用者又は入館者は、公民館において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 物品の販売、寄附等を行うこと。
- (2) 定員を超えて入場させること。
- (3) くぎ類の打ち込み又は張り紙を行うこと。
- (4) 許可を受けた施設等以外の施設等を利用すること。
- (5) 立入禁止箇所に入ること。
- (6) 指定場所以外にごみ、汚物等を捨てること。
- (7) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (8) 危険物、悪臭のする物その他他人の迷惑となるような物を持ち込むこと。
- (9) 他人の迷惑となるような服装又は行為を行うこと。
- (10) その他教育委員会が管理上不適当と認める行為

(立入指示)

第11条 教育委員会の職員は、管理上必要があると認めるときは、利用中の場所に立ち入り、利用者に対し必要な指示をすることができる。

(使用料の納付)

第12条 利用者は、利用日までに、あらかじめ使用料を納付しなければならない。この場合において、教育委員会は、ネット予約利用者が使用料を納付したときは、公民館使用料領収書(様式第8号。以下「領収書」という。)を当該ネット予約利用者に交付するものとする。

2 利用者は、利用の許可を受けた後、利用内容の変更により、使用料に不足が生じたときは、変更の許可と同時に納入しなければならない。

3 官公署等の使用料の納入については、前2項の規定にかかわらず、別に納期を指定して納入することができる。(使用料の返還)

第13条 条例第8条ただし書の規定により使用料の返還をすることができる場合は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰することのできない理由によって利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用日の3日前までにその取消し又は変更を申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする利用者は、公民館使用料返還申請(請求)書(様式第9号)により教育委員会に申請しなければならない。

(キャンセル料の徴収)

第14条 利用者が利用日の3日前までにその取消し又は変更を申し出なかったときは、条例第9条の規定により、キャンセル料として使用料の全額に相当する額を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者の責めに帰することができない理由によって利用することができないときは、キャンセル料は徴収しない。

(使用料の減免)

第15条 使用料の減免の範囲及び減免の割合は、次のとおりとする。

(1) 市が利用するとき 全額免除

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の学校が利用するとき 全額免除

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により扶助を受けている者が利用者の3割以上を占めるとき 全額免除

(4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障害者手帳を所持する者が利用者の3割以上を占めるとき 全額免除

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳を所持する者が利用者の3割以上を占めるとき 全額免除

(6) 知的障害者に係る療育手帳を所持する者が利用者の3割以上を占めるとき 全額免除

(7) 社会教育法第10条に規定する市内の社会教育関係団体が利用するとき 5割免除

(8) 官公署又は市内に事務所を有する公共的団体が利用するとき 5割免除

(9) 教育委員会が特に必要と認めるとき 必要と認める割合

2 前項第7号から第9号までの場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(事務の委任)

第16条 条例及びこの規則の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務(重要又は異例若しくは紛議論争を生ずるおそれのある事務を除く。)は、公民館長に委任する。

(1) 第7条第1項に規定する特別の設備の設置命令

(2) 第8条に規定する特別の設備の設置許可及び既存施設の変更許可

(3) 前条第1項に規定する使用料の減免(同項第9号を除く。)

(4) 条例第4条第1項に規定する原状回復の命令

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の古河市民館使用規則(昭和51年古河市教育委員会規則第7号)、総和町公民館使用規則(昭和50年総和町教育委員会規則第1号)又は三和町公民館使用規則(平成4年三和町教育委員会規則第3号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日から平成17年度までの間、公民館の利用については、合併前の規則の例による。

附 則(平成18年教育委員会規則第6号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年教育委員会規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年教育委員会規則第9号)

この規則は、平成22年7月1日から施行し、平成22年9月1日以後の公民館の利用について適用する。

附 則(平成23年教育委員会規則第1号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成23年3月2日から施行し、同月7日以後の施設利用分から適用する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の古河市生涯学習センター総和管理運営規則、古河市公民館利用規則又は古河市ユースセンター総和管理運営規則(以下これらを「改正前規則」と総称する。)の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の古河市生涯学習センター総和管理運営規則、古河市公民館利用規則又は古河市ユースセンター総和管理運営規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前規則に規定する各様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則(平成27年教育委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の古河市生涯学習センター総和管理運営規則、古河市公民館利用規則、古河市立図書館管理運営規則、古河市ユースセンター総和管理運営規則及び古河市地域交流センター管理運営規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則(平成28年教育委員会規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の古河市生涯学習センター総和管理運営規則、古河市公民館利用規則、古河市立図書館管理運営規則、古河市立博物館管理運営規則、古河市立博物館利用規則、古河市ユースセンター総和管理運営規則及び古河市地域交流センター管理運営規則に規定する各様式の用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則(令和5年教育委員会規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の各規則の規定に基づきした申請、決定その他の手続は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則(令和5年教育委員会規則第12号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

公民館利用申請書

第 号

次のとおり施設の利用について申請します。
(太枠の中を記入してください。)

年 月 日

古河市教育委員会 宛て

団体名	代表者名		
申請者名	電話番号		
住所			
利用目的			
利用人数	計	人	
居住地	☐ 市内	☐ 栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市、坂東市、境町、五霞町	☐ 市外
入場料	☐ 徴収しない。 ☐ 徴収する。(円)		
減免	☐ 有 ☐ 無		
減免理由	☐ 社会教育関係団体(市内) ☐ 市 ☐ 学校(市内) ☐ 官公署 ☐ 公共的団体(市内) ☐ その他()		
備考			

※利用時間区分

	利用施設 (室名)	利用日	利用時間	施設使用料	合計	領収
			大ホール・冷暖房・ピアノ使用(○を付ける。)	冷暖房・ピアノ料金		
1		/()	時 分～ 時 分			/
			冷暖房・ピアノ		%対象 円	済□
2		/()	時 分～ 時 分			/
			冷暖房・ピアノ		%対象 円	済□
3		/()	時 分～ 時 分			/
			冷暖房・ピアノ		%対象 円	済□
4		/()	時 分～ 時 分			/
			冷暖房・ピアノ		%対象 円	済□
5		/()	時 分～ 時 分			/
			冷暖房・ピアノ		%対象 円	済□
6		/()	時 分～ 時 分			/
			冷暖房・ピアノ		%対象 円	済□
7		/()	時 分～ 時 分			/
			冷暖房・ピアノ		%対象 円	済□
8		/()	時 分～ 時 分			/
			冷暖房・ピアノ		%対象 円	済□

特記事項

確認印

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

公民館早期利用(特例)理由書

古河市教育委員会 宛て

団 体 名

代表者名

申請者名

住 所

電話番号 ()

次の理由により、施設利用申請受付期間前に利用申請します。

1 利用目的(会議名等)「 」

受付期間前に申請する理由(該当するものにレ点)

☐関係者への通知を 月 日までに行う必要があるため。

☐参加者募集を 月 日までに行う必要があるため。

☐その他 ()

2 利用希望日時

年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分

3 利用希望室名

4 利用予定人数 約 人

5 前回の利用 年 月 日頃

(今回初めての場合は空欄)

※通知書・募集のチラシ等を添付してください。

(まだ作成していない場合は、出来次第提出してください。)

※この理由書とともに公民館利用申請書を提出してください。

自然災害等により施設の利用ができなくなった場合には、利用の取消しに同意します。

申請者

様式第3号(第4条関係)

公民館利用許可書兼領収書

第 号

次のとおり施設の利用について許可します。

様

年 月 日

団体名	古河市教育委員会			印
利用目的				
利用人数	計 人			
居住地	☐ 市内	☐ 栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市、坂東市、境町、五霞町		☐ 市外
入場料	☐ 徴収しない。		☐ 徴収する。(円)	
減免	☐ 有 ☐ 無			
減免理由	☐ 社会教育関係団体(市内) ☐ 市 ☐ 学校(市内) ☐ 官公署 ☐ 公共的団体(市内) ☐ その他()			
備考				

※利用時間区分

	利用施設 (室名)	利用日	利用時間	施設使用料	合計	領収
			大ホール・冷暖房・ピアノ使用(○を付ける。)	冷暖房・ピアノ料金		
1		/()	時 分～ 時 分		%対象 円	/
			冷暖房・ピアノ			済□
2		/()	時 分～ 時 分		%対象 円	/
			冷暖房・ピアノ			済□
3		/()	時 分～ 時 分		%対象 円	/
			冷暖房・ピアノ			済□
4		/()	時 分～ 時 分		%対象 円	/
			冷暖房・ピアノ			済□
5		/()	時 分～ 時 分		%対象 円	/
			冷暖房・ピアノ			済□
6		/()	時 分～ 時 分		%対象 円	/
			冷暖房・ピアノ			済□
7		/()	時 分～ 時 分		%対象 円	/
			冷暖房・ピアノ			済□
8		/()	時 分～ 時 分		%対象 円	/
			冷暖房・ピアノ			済□

上記使用料を領収しました。

領収印

様式第4号(第4条関係)

公民館利用許可書

公 民 館

予約申請日 年 月 日
変更年月日 年 月 日

予約申請番号

申請者 住所
氏名(団体名)
電話
代表者 氏名
責任者 住所
氏名
電話

使用日	使用時間	使用施設名	使用料
催事名		使用人数	入場料の有無
		人	
使 用 目 的			
減 免 ・ 免 除 理 由			
料 金 の 内 訳			
施 設 使 用 料	円		
加 算 減 免 額	円		
施 設 使 用 料 合 計	円		
附 帯 設 備 使 用 料 合 計	円		
使 用 料 総 合 計	円		

年 月 日

以下の内容で施設等の利用を許可します。

古河市 公民館長

様式第5号(第6条関係)

公民館利用 変更
停止 通知書
取消

年 月 日付けで許可した古河市 公民館利用について
は、次の理由によりその利用の 変 更 停 止 をする。
取消し

年 月 日

古河市教育委員会 

様

変 更
利用の 停 止 の理由
取消し

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、古河市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、古河市教育委員会を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第6条関係)

公民館利用変更許可書

公 民 館

予約申請日 年 月 日
変更年月日 年 月 日

予約申請番号

申請者 住所
氏名(団体名)
電話
代表者 氏名
責任者 住所
氏名
電話

使用日	使用時間	使用施設名	使用料
催事名		使用人数	入場料の有無
		人	
使 用 目 的			
変 更 理 由			
料金の内訳			
施 設 使 用 料	円		
加 算 減 免 額	円		
施 設 使 用 料 合 計	円		
附 帯 設 備 使 用 料 合 計	円		
増 減 額	円		
納 付 済 使 用 料	円		

年 月 日

以下の内容で施設等の利用変更を許可します。

古河市教育委員会

様式第7号(第6条関係)

公民館利用取消許可書

公 民 館

予約申請日 年 月 日
変更申請日 年 月 日

予約申請番号

申請者 住所
氏名(団体名)
電話
代表者 氏名
責任者 住所
氏名
電話

使用日		使用時間		使用施設名		使用料	
催事名				使用人数		入場料の有無	
				人			
使 用 目 的							
取 消 理 由							
料金の内訳							
返 還 額		円					
納 付 済 使 用 料		円					

年 月 日

以下の内容で施設等の利用取消を許可します。

古河市教育委員会

様式第8号(第12条関係)

公民館使用料領収書

領収番号		年度	
氏 (団 体 名)	名		
施 設	古河市 公民館		
内 訳	施設使用料		
領 収 金 額	円		
領 収 日	年 月 日		
上記のとおり領収しました。 古河市教育委員会		領収印	

様式第 9 号（第13条関係）

年 月 日

公民館使用料返還申請（請求）書

古河市教育委員会 宛て

申請（請求）者 住所
所属団体名
氏名

年 月 日付け第 号で許可のありました古河市公民館の利用については、次の理由により利用できませんので、前納した使用料の返還を申請し、及び請求します。

利用日時	年 月 日 曜日 午 前後 時 分～ 午 前後 時 分
利用室名	
返還申請（請求）額	
納付済額	
利用できない理由	

振込先口座

銀行名	
支店名	
種別	普通・当座
口座番号	
ふりがな	
口座名義人氏名	

※古河市が上記口座に振り込んだときは、受領したものと認めます。